⑹ Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the open tender are those who shall:

① not come under Article 6 of East Nippon Expressway Company Limited's regulation concerning the contract procedures

② after 2009 fiscal year have experience in business of supplying Server installed Windows OS

③ have proven to have prepared a system to provide rapid after-sale service and maintenance for the products concerned

⑺ Deadline for tender: 2:00 P.M. 11 August 2014

⑻ Contact point for the notice: Moriyuki Mitsuzuka, Deputy Manager of Procurement & Contract Section, Accounting & Finance Department, General Affairs & Accounting Division, East Nippon Expressway Company 3―3―2 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8979 Japan. Tel. 03―3506―0212

入札公告の変更

平成26年6月18日

独立行政法人水産総合研究センター

総務部長　下迫田裕二

◎調達機関番号　540　◎所在地番号　14

1　掲載日　平成26年5月29日（号外政府調達第98号）

2　変更内容　9ページ1⑵　A船舶用重油「約1,750kℓ」を「約1,575kℓ」に、9ページ1⑵　C船舶用重油「約122kℓ」を「約297kℓ」にそれぞれ変更する。9ページ1⑸　A船舶用重油から「清水港」を削除し、9ページ1⑸　C船舶用重油に「清水港」を追加する。9ページ5の全文を削除する。10ページ6⑶　A　Diesel oil「about 1,750 kℓ」を「about 1,575 kℓ」に、10ページ6⑶　C　Diesel oil「about 122 kℓ」を「about 297 kℓ」にそれぞれ変更する。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本入札公告に記載の工事は、技術資料を共通化できる2件の工事を対象に、一括して公告し、審査を実施する試行工事である。

本件の入札に当たっては、電子入札システムにおいて2件の工事が別々に案件登録されているため、複数の工事に参加を希望する場合は、参加を希望する工事ごとに申請書の提出及び入札が必要である。

平成26年6月18日

支出負担行為担当官

沖縄総合事務局開発建設部長　小平田浩司

◎調達機関番号　007　◎所在地番号　47

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名

①　那覇空港滑走路増設護岸W工区築造工事（第2次）

②　那覇空港滑走路増設護岸ＡＮ工区築造外1件工事

（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　那覇空港地先

⑷　工事内容　①②共通工、本体工、被覆工、上部工

⑸　工期

①　契約締結日の翌日から平成28年3月31日まで

②　契約締結日の翌日から平成27年9月7日まで

⑹　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

⑺　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。

⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑼　本工事は、資料の提出、入札を電子入札システムで行う試行工事である。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

⑽　本工事は原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とし、それまでに落札者がないときは、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

⑾　本工事は、入札時に工事費内訳書の提出を義務付ける試行工事である。

なお、業務委託料がある場合、業務委託料も含めて提出すること。

⑿　本工事は、入札説明書、図面等の電子的な提供（ダウンロード）を行う試行工事である。

⒀　本工事は、競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料を開示する試行工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格業者等（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件を全て満たしている者により構成されている特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって、沖縄総合事務局開発建設部長が別途公示する手続に従い、特定ＪＶとして資格の認定を受けた者であること。

⑴　予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　沖縄総合事務局における平成25・26年度一般競争参加資格のうち「港湾土木工事」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　沖縄総合事務局における港湾土木工事に係る平成25・26年度一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、単体又は特定ＪＶの代表者については1,150点以上、特定ＪＶの代表者以外の構成員については900点以上であること。

⑸　技術提案に関わる施工計画（標準案）が適正であること。

⑹　平成11年度以降に、次に掲げる工事を元請として施工した実績を有すること（特定ＪＶの構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。

なお、当該実績が沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

1）単体及び特定ＪＶの代表者は、下記ａ）ｂ）の施工実績を有すること。

なお、ａ）ｂ）は別件工事でも可とする。

ａ）1件工事にて、34,400㎥以上の基礎捨石の海上投入を施工した実績。

ｂ）1件工事にて、1,460個以上の被覆ブロック据付を施工した実績。

2）特定ＪＶの代表者以外の構成員は、下記ａ）ｂ）の施工実績を有すること。

なお、ａ）ｂ）は別件工事でも可とする。

ａ）基礎捨石の海上投入を施工した実績。

ｂ）被覆ブロックの据付を施工した実績。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

なお、特定ＪＶの場合は代表者が必ず1名、代表者以外の構成員については各1名以上配置しなければならない。また、配置予定技術者が現在、他の工事に従事している場合、専任を要する期間において当該工事に専任で配置できること。

本入札公告において申請できる監理（主任）技術者は同一の技術者1名とする（上記1工事概要に記載した複数の工事に参加を希望する場合でも申請できる技術者は1名のみとし、2名以上申請した場合は、欠格とする。）。

「建設業法第26条、建設業法施行令第27条第2項の当面の取扱について」は適用しない。

1）1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。